

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		母子・女性・家庭相談		款	4	項	1	目	4	事業	1	整理番号	210	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高円寺事務所 相談係		連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	210			
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり		予算事業区分		既定事業								
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	母子家庭及び寡婦。配偶者からのDV被害を受けた女性。結婚・離婚などの夫婦男女関係、親子関係などに悩む区民。				内部管理			根拠法令等	(1) 母子及び寡婦福祉法第8条、9条 (2) 母子及び寡婦福祉法による母子相談員の設置要綱				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)				活動指標名(式)									
	○母子及び寡婦の生活の安定を図り、子どもの育成環境を整備します。女性が売春を行うことなく自立更生します。夫等の暴力から女性及び母子を保護することで心身の安全を確保し、自立した生活を実現する。				(1) 母子・女性相談件数 (2) 家庭相談件数									
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)				成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
○母子及び寡婦の生活全般、子どもの養育等の相談に応じ、入所施設や資金の貸付並びに教育訓練給付金制度等の各種自立支援施策を紹介する。 ○売春を行う恐れのある女性の相談に応じ更生に向けて援助する。 ○男性の暴力から保護が必要な女性及び母子を緊急保護する。 ○家庭内の人間関係に関して専門相談員が面接相談を実施する。				成果指標名(1)		新規母子生活支援施設入所世帯数								
				算定式・指標の説明等										
				成果指標名(2)		母子・女性緊急一時保護件数								
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	件	1,430	1,800	1,286	1,800	1,917	1,800	106.5				
	活動指標(2)	2	件	326	320	382	340	420	350	123.5				
	成果指標(1)	3	世帯	16	15	12	8	11	10	137.5				
	成果指標(2)	4	件	60	60	44	60	33	50	55.0				
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	5,663	5,918	5,482	8,853	6,780	8,174	25年度予算執行率(%)	76.6			
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	7	千円	86	164	98	2,957	1,270	2,492					
	職員数	常勤職員数	8	人	1.59	1.37	1.36	1.20	1.41	1.25	☆執行残の理由 母子・女性緊急一時保護件数が予測より少なかったため。			
		再任用職員数	9	人	0.60	0.50	0.50	0.80	1.11	0.86				
		非常勤職員数	10	人		0.30	0.55	0.55	0.31	0.52				
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	14,151	11,919	11,832	10,356	12,168	10,788				
		(内)再任用職員分	12	千円	1,848	1,965	1,965	3,088	4,285	3,320				
		(内)非常勤職員分	13	千円		825	1,513	1,529	862	1,446				
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	21,662	20,627	20,792	23,826	24,095	23,728					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	15,148	11,459	16,168	13,237	12,569	13,182					
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0	0				
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0	0				
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(14-20)		21	千円	21,662	20,627	20,792	23,826	24,095	23,728					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 210

25年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
		家庭相談員報酬等		4	人	5,207
		女性等緊急一時保護実施事業委託費		12	室	1,199
		女性及び母子緊急一時保護費		7	泊	28
		相談事務費		2,337	件	224
	その他( 役務費 ほか )				122	
(2) 事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	母子及び女性に対する経済的・精神的な自立に向けた支援を、子育て支援課・子ども家庭センター・男女平等推進センター等の関係部署・機関と連携して行いました。また、改築工事が終わった母子生活支援施設への入所連絡会を開催し適切な入所を行う、区内に設置した女性等緊急一時保護室をDV等への対応に利用する等の、施設の有効活用を図りました。25年度末廃止の母子生活支援施設から転居する世帯への自立支援を行いました。					

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	DVや虐待等の急増など、近年、母子家庭を巡る社会状況は、複雑に変化しています。それに伴い母子家庭が抱える問題も複雑化しています。そのため、母子や寡婦の相談も広範囲に渡り、精神的・経済的な自立に向けたよりきめ細かな支援が必要になってきました。福祉事務所では、子ども家庭センターと連携して、母子家庭や女性の相談窓口の充実化に向けて協力体制を組んで臨んでいます。また、男女平等推進センターと連携し、DVに対して全庁的に取り組むシステムの構築を図っています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	家庭相談では、無料で気軽に相談できるので大変ありがたい、時間をかけて聞いてくれるので気持ちの整理ができてよかった等の意見を受けております。
	今後の予測	母子や女性の相談は、内容が複雑化し、より専門的な対応が必要になって行くものと思われます。相談内容が多岐にわたるため、子育て支援課、男女共同参画担当や警察等関係機関との日常的な連携の充実を図ることが重要になると考えられます。
評価と課題	いまだ不透明な経済情勢・雇用状況の中、核家族化の進行などを背景に家庭内に起こる問題も、シングルマザーの貧困・DV・児童虐待等複雑さを増し、解決を困難にしています。問題解決の窓口も複数にわたり、複雑な手続が必要なことから、相談窓口相互の協力体制が求められています。一方、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭へ支援が拡大されるなど、ひとり親家庭への支援施策の強化に適切に対応していく必要があります。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し			
	子ども家庭センターや男女平等推進センターなどの関係機関との連携の充実を図り、効果的な援助を行い、より相談しやすい窓口とし、複雑・多様化する母子・女性をめぐる困難な問題に対応していきます。					

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		母子家庭等自立支援		款	4	項	1	目	4	事業	2	整理番号	211		
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子ども家庭支 援係		連絡先 電話番号	4400		昨年度 整理番号	211				
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり		予算事業区分		既定事業									
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	18	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
	対象		資格取得・スキルアップや就労を目指すひとり親家庭の父または母		内部管理		施設維持管理		根拠法令等	(1) 母子寡婦福祉法4、29、31条 (2) 杉並区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇ひとり親家庭の親が自分に合う職業に就き、自立して生活が送れるよう支援する。		活動指標名(式)		(1) 教育訓練給付人数 (2) 高等技能訓練促進事業給付人数								
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇ひとり親自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の相談に応じ、自立支援プログラムを策定する。 〇ひとり親家庭の自立支援のため、教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費を支給する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 教育訓練給付金受給者の就労率 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 高等技能訓練促進費受給者の就労率 算定式・指標の説明等								
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)		1	人	4	5	6	5	10	5	200.0				
	活動指標(2)		2	人	20	17	24	20	17	15	85.0				
	成果指標(1)		3	%	50.0	100.0	100.0	100.0	60.0	100.0	60.0				
	成果指標(2)		4	%	83.3	100.0	80.0	100.0	75.0	100.0	75.0				
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	26,037	28,444	28,343	26,400	22,293	16,115	25年度予算執行率(%)		84.4		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	<b>特記事項</b> ・国の改正を受けて、高等技能訓練促進費の支給期間を上限3年間から2年間に縮小しました。このことにより、例年修学者が多い「看護師」が修業期間3年を要することから、受給者が減少し、その結果、全体の受給者数が見込みより減少したものと考えられます。				
	(内)委託費		7	千円	0	0	0	0	0	10					
	職員数	常勤職員数		8	人	0.90	0.90	1.02	0.90	0.90					0.90
		再任用職員数		9	人	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
		非常勤職員数		10	人		1.00	1.00	1	1					1
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	8,010	7,830	8,874	7,767	7,767					7,767
		(内)再任用職員分		12	千円	3,080	0	0	0	0					0
		(内)非常勤職員分		13	千円		2,750	2,750	2,780	2,780					2,780
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	37,127	36,274	37,217	36,947	32,840	26,662					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	9,281,750	7,254,800	6,202,833	7,389,400	3,284,000	5,332,400					
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0					0
		国からの補助金等		17	千円	5,764	19,011	6,586	20,095	16,477					12,397
		都からの補助金等		18	千円	14,806	0	15,080	600	350					300
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	20,570	19,011	21,666	20,695	16,827	12,697						
差引:一般財源(14-20)		21	千円	16,557	17,263	15,551	16,252	16,013	13,965						
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 211

25年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		母子自立支援プログラム策定	33	件	17
		教育訓練給付金支給	10	件	464
		高等技能訓練促進費支給	198	月	21,812
		その他( )			0

(2) 事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)

ひとり親自立支援プログラム策定員が、就労や転職・キャリアアップを目指すひとり親の個々の状況、ニーズに応じた支援をハローワーク等関係機関と連携して行うとともに、安定した就業につながるよう自立教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給しました。  
また、就労支援センター等関係機関と共催による、就労支援セミナーに44名の参加がありました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	高等技能訓練促進費については、国の改正を受けて平成23年度・24年度入学者に対する支給期間や支給額について改正を行い、また、新たに25年度入学者からは父子家庭の父も支給対象とし、支給期間の改正等制度の見直しを行いました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ひとり親家庭の親は未就業者に限らず、就労中であっても就労支援及び資格取得等の給付を受け、収入アップや安定雇用を望む声が多くあります。 また、高等技能訓練促進費の支給対象となる資格を幅広く認めて欲しいとの要望がありました。
	今後の予測	平成25年度入学者から父子家庭の父も高等技能訓練促進費や自立支援教育訓練費の支給対象と改正されたことに加えて、平成26年度には新たに「母子福祉資金貸付」制度の対象者を父子に拡大する等、転職やキャリアアップのために支給対象者となる父子家庭の父の増加が予測されます。 また、国が提示している高等技能訓練促進費の対象資格を踏まえて、対象資格の拡大を図ります。
評価と課題	平成25年度入学者から父子家庭の父も高等技能訓練促進費等の支給対象になり、転職や資格取得を望む父もいると考えられるものの、父の受給実績がなく、制度の周知を強化する必要があります。 また、資格取得後に就労に結びつかない修了者の中には、准看護師から正看護師を目指すなどレベルアップのため修学を続けるケースがあり、支給相談を受ける際に個々のニーズに即したきめ細かい相談が重要です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>ひとり親自立支援プログラム策定員等が、就労等を目指すひとり親の相談に対して支援を行っていることや、高等技能訓練促進費等について広く周知するため、広報すぎなみや区HPを活用するとともに、児童扶養手当等の受給者をはじめとする対象者に向けた周知を、積極的に行います。 また、ひとり親自立支援プログラム策定員等が、就労や転職・キャリアアップを目指すひとり親家庭の親の抱える課題やニーズを把握し、区就労支援センターやハローワーク、東京都ひとり親家庭等就労支援センター等関係機関との連携のもと、より安定した就労に結びつくよう支援を行います。</p>						



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 212

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		貸付金	20	件	13,720
		その他( 事務費等 )			689

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和22年度 貸付件数34件 貸付金額17,630千円 償還金額116,842千円 平成23年度 貸付件数39件 貸付金額22,374千円 償還金額19,104千円 平成24年度 貸付件数30件 貸付金額18,473千円 償還金額13,319千円 平成25年度 貸付件数20件 貸付金額13,719千円 償還金額16,504千円 過去5年の貸付金額は年度により増減がありますが、25年度は最も少なくなっています。25年度には、貸付金額が減額となり、償還金額は増額となりました。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	申請から貸付決定までの時間短縮を図ってほしいという要望があります。
	今後の予測	母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭への支援・施策の強化について適切に対応していくことが求められます。なお、平成26年度中に新たな貸付システムの導入を予定しており、償還率の向上が見込まれます。
評価と課題	本制度により、女性の経済的自立と生活意欲の向上を図り、女性福祉の増進に寄与してきました。25年度は、貸付件数・貸付金額とも近年で最も少なくなっています。一方償還率は低位で推移しており、26年度中に導入される新たな貸付システムを活用して、償還率の向上に努めていきます。母子及び寡婦福祉法の改正に合わせた父子家庭への支援拡充、生活困窮者自立支援施策の一環としてのあり方の見直し等が課題となっています。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などと重複する部分が多く、借受人の収入基準も比較的高く設定されているなどの課題があることから、これまでの実績や社会経済情勢を踏まえ、縮小の方向で事業内容の見直しをしていきました。また、償還については電話催告、文書催告などのほか、修学資金については、償還開始時に連帯借受人(学生)との面談も導入するなど、きめ細かい滞納整理を行い、債権回収率の向上を目指します。現在実施している債権管理回収業務委託については、委託内容を見直しながら継続していきます。あわせて、システムの改善や制度の見直しについても検討を進めていきます。					

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		母子福祉資金貸付		款	4	項	1	目	4	事業	4	整理番号	213	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高円寺事務所 管理係		連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	213			
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり		予算事業区分		既定事業								
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象		都内に6ヶ月以上居住しかつ貸付申請時に杉並区在住の母子家庭の母等で20歳未満の子を扶養している方			内部管理		根拠 (1) 母子及び寡婦福祉法第13条						
						施設維持管理		等 (2) 東京都母子福祉資金貸付条例						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇母子家庭の母とその扶養する子が経済的に自立し、生活意欲の向上が図れる状態にする。			活動指標名(式)								
					(1) 相談者数									
					(2)									
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇杉並区民で都内に6ヶ月以上居住している母子家庭の母及び子に対して、経済的に自立し、安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行う。 〇連帯保証人を付けることが原則であるが、様々な事情によりそれができない場合は、有利子での貸付を可能としている。			成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標									
					成果指標名(1) 貸付件数									
					算定式・指標の説明等									
					成果指標名(2)									
					算定式・指標の説明等									
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	人	215	300	203	300	250	300	83.3				
	活動指標(2)	2												
	成果指標(1)	3	件	341	150	118	150	291	150	194.0				
	成果指標(2)	4												
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	298	360	240	385	383	1,464	25年度予算執行率(%) 99.5				
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ☆事業費の増の理由 26年度事業費増は新資金管理システム関連経費を計上したことによります。				
	(内)委託費	7	千円	175	189	159	200	199	1,157					
	職員数	常勤職員数	8	人	2.12	2.33	2.10	2.11	2.68		3.10			
		再任用職員数	9	人	0.90	0.20	0.20	0.20	0.22		0.22			
		非常勤職員数	10	人		0.70	0.70	0.85	0.72		0.00			
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	18,868	20,271	18,270	18,209	23,128		26,753			
		(内)再任用職員分	12	千円	2,772	786	786	772	849		849			
		(内)非常勤職員分	13	千円		1,925	1,925	2,363	2,002		0			
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	21,938	23,342	21,221	21,729	26,362	29,066					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	102,037	77,807	104,537	72,430	105,448	96,887					
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0		0			
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0		0			
		都からの補助金等	18	千円	0	0	0	0	0		0			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(14-20)		21	千円	21,938	23,342	21,221	21,729	26,362	29,066					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 213

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		貸付事務費	291	件	383
		その他( )			0

(2)事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)  
生活に困窮した母子家庭に貸付支援を行うとともに、無理のない償還計画を立てさせるように相談に乗り、償還までを視野に入れた貸付事業を実施するよう努めています。また、区民サービスの向上及びより適正な貸付、債権管理の厳格化や未納金の催告等を積極的に行うため、新貸付システムの導入を決定し、27年度分の予算要求を行いました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	修学資金、就学支度金などの教育に関する貸付が大部分を占めていますが、近年では母子家庭の増加により、生活安定のための生活資金貸付が増えています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	申請から貸付決定までの時間短縮を図ってほしい、といった要望があります。
	今後の予測	我が国の経済情勢は、回復基調にあるとはいえ先行きは不透明であり、母子家庭を取り巻く社会情勢は依然として厳しいものがあり、加えて母子家庭そのものの増加など、母子福祉資金の需要は高いと予想されます。 また、父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があり、法改正により26年10月から貸付対象が父子家庭にも拡大され、一定の利用件数があると予想されます。
評価と課題	母子自立支援相談員が、生活環境の改善や自立に向けて相談と支援を行うことで、孤立しがちな母子家庭の経済的・精神的な自立に大きな役割を果たしています。貸付をした場合は、償還率の向上に向けて改善を図るために、適切な償還計画を立て、償還の実施と当該世帯の自立支援を両立させる必要があります。なお法改正により26年10月から父子家庭へ支援が拡充されることから、都との連携して適切に対応していく必要があります。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	新貸付システムへの移行・導入を円滑に進めるとともに新貸付システムに合わせたマニュアルの整備を行っていきます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 214

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		母子寡婦福祉団体連合会助成	1	件	200
		その他( )			0

(2)事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)

・ひとり親家庭同士の交流が図られるよう、夏の宿泊バスハイクやクリスマス会等団体主催のイベントの一部を後援事業として支援しました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	母子福祉団体数 設立当初 8団体、昭和53年 6団体、昭和61年 3団体～現在に至ります。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ひとり親家庭は仕事や育児等で忙しく、団体会員への参加を呼びかけても中々会員数が増えない現状があるとともに団体の運営に参加できる会員も限られているという声がありました。
	今後の予測	母子寡婦福祉団体の役員は高齢の方が多いため、今後の団体の安定した運営のためにも若い世代の会員加入とともに団体運営への参加促進を図ることで、団体の活性化につながると考えます。しかし、各団体とも会員数は横ばいの状況のため、会員増に向けた更なる周知が必要であると考えます。
評価と課題		母子寡婦福祉団体が実施する、1泊バスハイク等イベントの参加者はほぼ定員に達しており、ひとり親家庭への交流につながるものとして、区では事業の後援や広報・ホームページでの周知を行う等支援を行いました。 団体のイベントに参加することでひとり親家庭同士の交流は図られているものの、今後も団体の運営が安定して継続されるよう、団体の課題である会員の拡大に向けた取り組み等に関して働きかけていきます。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	ひとり親家庭の仲間づくりがより進むよう、団体事業の周知方法や事業内容を相談する等、団体会員の拡大に向けた活動をサポートするとともに、団体が自主的に設置している自動販売機による事業収入が安定した収益を上げていることを踏まえて、補助金に頼らない事業運営に向けてNPO団体等との協働による事業の拡大等、働きかけていきます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 237

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		子ども・子育て会議の開催(2回)、(仮称)子ども・子育て支援事業計画の策定準備	2	回	4,879
		子育てサイトの運営			6,833
		子ども・子育てメッセの開催	1	回	948
		中・高校生の新たな居場所づくり懇談会の開催	3	回	340
	その他( 地域子育て応援者の育成、青少年問題協議会の開催 )			1,872	
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	子育て世代の交流と地域に必要な子育て情報の提供の場として開催した「子ども・子育てメッセ」は、過去最高の約3,000人の来場者がありました。また、中・高校生の居場所のあり方について懇談会を開催し、区の基本的な考え方をまとめました。さらに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けた取組として、子ども・子育て会議を設置し、(仮称)子ども・子育て支援事業計画の検討に資するためニーズ調査を実施しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	杉並区の青少年人口(0歳～29歳)は、平成10年182,122人、平成15年168,158人、平成20年157,251人、平成25年151,251人となり、区総人口に占める割合も平成10年には36.3%でしたが、平成25年には27.9%に減少しています。 少子化だけでなく、子ども・子育てを取り巻く環境は、乳幼児期、学齢期、青年期とそれぞれに急激に変化しています。厳しい雇用情勢の長期化にも影響され、若者の就労困難、女性就労者の増加や就労形態の多様化などによる保育園などの待機児の増加、育児の孤立化を防ぐための子育て支援、いじめ問題、携帯電話やスマートフォンの普及をはじめとする情報化の進展に伴うネットトラブルや犯罪被害、フリーターやニート、ひきこもりなどの若者の増加などがあります。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	子ども・子育て会議の区民委員公募には40名以上の応募があり、子ども・子育て支援新制度への期待が大きいことがうかがわれます。子ども・子育てメッセ参加者数や子育てサイトのアクセス数は毎年増加していることから、地域の様々な子育て情報を積極的に入手している区民が増加しています。
	今後の予測	平成27年4月、子育て支援新制度の開始により、地域における子育て支援は益々重要な区の施策となります。なかでも、子育てサイトは、子育てに関する区からのお知らせや役立つ情報の発信に加え、サイトを介した交流の源になります。また、地域の子育て支援団体等の活動や交流の場が、子育てメッセになります。区は、これらの子育てに関するサービスや地域支援事業の継続と充実を図っていかねばなりません。
評価と課題	子ども・子育て会議を設置するとともに、子育て支援に関するニーズ調査を行い、平成27年度の新制度実施に向けて着実なスタートを切りました。子ども・子育てメッセは、多くの出展者と来場者があり、地域の子育て支援情報を広める良い機会となっています。子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、子育てサイト、事業者表彰などを通じ、より一層の情報発信や人材・事業者育成に取り組みます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
	子育てサイトは、区全体のWEBサイトの再構築に合わせ、より見やすく使いやすいサイトとして準備を進めていきます。子ども・子育てメッセは団体間の交流を活かし、地域の子育て支援団体の力をもっと引き出していきます。従業員の子育て支援に取り組む事業者を増やすため、中小企業などを対象に子育て支援制度の導入のメリットや方法について民間と協働して広めていきます。		



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 238

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ひととき保育運営助成	8	所	73,430
		ひととき保育高井戸事業委託	1	所	13,424
		その他( 通信運搬費、謝礼金、施設維持管理費、賃借料等 )			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年12月「馬橋」開設(つどいの広場あり)</li> <li>平成19年3月「上荻」開設(つどいの広場あり)</li> <li>平成19年4月「高井戸」「阿佐谷」開設</li> <li>平成20年3月「方南」「宮前」開設(「宮前」はつどいの広場あり)</li> <li>平成21年3月「八重」開設(つどいの広場あり)</li> <li>平成21年10月「西荻窪」開設</li> </ul>
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	平成25年12月実施の「杉並区子育て支援に関するニーズ調査」において、つどいの広場を含む「地域での親子の集り」の「今後の利用意向」について、新たに利用したい、利用する回数を増やしたいと回答した方が全体の約4割となっています。また、ひととき保育を含む「一時預り」の「今後の利用意向」では、全体の7割が「利用したい」となっています。
	今後の予測	保護者の通院や、リフレッシュをしたい時などに気軽に利用でき、精神的にゆとりを持って子育てできるようにするための「ひととき保育」「つどいの広場」に対する需要は、今後も高まっていくものと思われます。また、平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」における地域の子育て支援拠点として、その役割の重要性も高まっていくものと思われます。
評価と課題	保護者の通院時、仕事、リフレッシュなど、保護者が育児から開放される時の一時預りの場として、ひととき保育は多くの子育て世帯に利用されています。また、乳幼児親子が交流し、子育ての相談・情報交換の場として、つどいの広場の利用も高まっています。今後も、子ども・子育て支援新制度における「地域子育て支援事業」の中核として、ひととき保育・つどいの広場の果たす役割は、ますます重要になります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	今後、利用者の動向や事業者との調整を図りながら、更なる利用を促すため、利用方法・手続きの改善を行っていきます。現状のひととき保育・つどいの広場の利用状況は、施設ごとにばらつきがあり、今後の事業の位置づけ・役割等を踏まえ、利用者数・稼働率など、より一層利用を高める取り組みを進めていきます。					

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		子育て応援券			款	4	項	2	目	1	事業	3	整理番号	239					
担当部課名		保健福祉部子育て支援課			係名	子育て応援券担当			連絡先電話番号	1395		昨年度整理番号	239						
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり			予算事業区分			既定事業											
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	19	年度	<input checked="" type="checkbox"/> 実行計画事業目標		5	施策	21	計画事業	2	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)					
	対象	就学前の子どものいる保護者(所得制限なし) 子育て支援サービスを提供する事業者			内部管理		施設維持管理		根拠(1) 杉並子育て応援券事業実施要綱 等 (2)										
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)										
	<p>○乳幼児のいる子育て家庭が、子育て応援券でサービスを利用することで、地域の中でいろいろな人と関わりながら安心して子育てができるようにする。</p> <p>○子育て支援サービスを提供する事業者を増やし、地域に子育てを応援する人を増やす。</p>								<p>(1) 子育て応援券対象者数</p> <p>(2) 子育て応援券交付者数</p>										
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標											
<p>○地域の中で人と関わりながら子育てをするきっかけとなるサービスに利用できる応援券を交付する。</p> <p>○出生時に4万円分、0～2歳児の保護者に2万円分の応援券を無償交付する。有償の応援券(1冊3千円で1万円分)を0～5歳児の保護者のうち購入申込者に交付する。</p> <p>○サービスは、審査基準を満たし審査会で承認を受けた登録事業者が提供する。</p>								成果指標名(1)		子育て応援券のサービス提供事業者数						算定式・指標の説明等		サービス提供事業者として区に登録している数	
								成果指標名(2)		応援券交付(購入)者率						算定式・指標の説明等		応援券交付(購入)者数÷応援券対象者数	
区分		単位		23年度		24年度		25年度		26年度		計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)							
				実績		計画		実績		計画(目標値)		実績							
指標	活動指標(1)		1	人	25,186	23,400	23,600	23,300	24,104	24,700	103.5								
	活動指標(2)		2	人	12,102	11,700	9,842	10,500	9,143	11,100	87.1								
	成果指標(1)		3	事業者	854	1,050	882	940	835	850	88.8								
	成果指標(2)		4	%	48.1	50.0	41.7	45.0	38.0	45.0	84.4								
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	678,380	635,802	602,474	555,519	510,742	553,456	25年度予算執行率(%)		91.9						
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項								
	(内)委託費		7	千円	101,194	110,946	80,570	95,567	76,049	88,242									
	職員数	常勤職員数		8	人	4.61	4.00	4.53	4.00	4.53	3.00								
		再任用職員数		9	人	3.00	0.00	0.00	1.00	1.04	1.00								
		非常勤職員数		10	人		3.00	3.00	2.00	2.00	2.00								
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	41,029	34,800	39,411	34,520	39,094	25,890								
		(内)再任用職員分		12	千円	9,240	0	0	3,860	4,014	3,860								
		(内)非常勤職員分		13	千円		8,250	8,250	5,560	5,560	5,560								
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	728,649	678,852	650,135	599,459	559,410	588,766									
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	28,931	29,011	27,548	25,728	23,208	23,837									
	財源	受益者負担分		16	千円	154,446	50,250	55,770	62,800	52,089	62,101								
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0	0	0	0								
		都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0								
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0										
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	154,446	50,250	55,770	62,800	52,089	62,101										
差引:一般財源(14-20)		21	千円	574,203	628,602	594,365	536,659	507,321	526,665										
受益者負担比率(16÷14)		22	%	21.2	7.4	8.6	10.5	9.3	10.5										

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 239

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
		応援券支払(応援券利用者数:有償6,930人、出生時・0～2歳児無償8,754人)	15,684	人	430,502
		運用業務(応援券交付者数:有償9,143人、出生時・0～2歳児16,875人)	26,018	人	54,622
		応援券印刷	42,800	冊	2,407
		応援券ガイドブック発行	27,000	冊	5,770
		その他( 応援券発行事務費等 )	17,441		
(2) 事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	平成25年度は、「親も子も楽しむ交流事業」のうち連続して利用されるサービスについて、応援券で支払える期間に制限を設けることにより、様々なサービスが利用される環境を整えるとともに、応援券の事業目的に沿って、事業の名称を「親子参加サービス」から「親子地域ふれあいサービス」に改めるなど、応援券事業の円滑な運営に向けてサービス内容の見直しを実施しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	サービス提供事業者は事業開始時点の131事業者から22年度末1078事業者に延びましたが、平成23年度から鍼灸マッサージ・民間療法などの施術を対象サービスから除外したため、平成23年度末は854事業者でした。親子参加サービスの見直し経過措置期間とした平成24年度は882事業者となり、見直し内容の完全実施を行った平成25年度は835事業者でした。 事業開始時は、対象者全てに無償の応援券を交付しました。国の子ども手当での支給を機に、有償制を導入しましたが、平成22年度の事務事業等の外部評価結果をうけ、平成24年度からは出生時及び0～2歳児への無償交付、0～5歳児には有償応援券交付の事業を実施しています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	利用者からは、「子育てに役立った。」「とても助かった。」との声が聞かれる一方、利用しづらいとの意見もあります。 また、登録事業者が提供するサービスについては、広く利用できるようにしてほしいとの声があります。
	今後の予測	平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、地域子ども・子育て支援事業への対応が必要になります。より利用しやすい応援券制度が求められるとともに、利用者のニーズにあった、より内容の充実したサービスの提供が求められます。
	評価と課題	平成25年度は、24年度からの交付対象の見直しに伴い、無償交付の対象者が増加傾向にある一方、購入者数が減少した結果、応援券対象者に占める交付(有償)者の割合は目標数値を下回りました。女性の社会進出の本格化等社会経済状況の変化を背景に保育需要率が増加したことに伴い、制度導入時と比較して利用ニーズが大きく変化していることを踏まえ、子育て応援券の利用実績の集計・分析を通じて、子育て家庭における年齢別等の利用傾向や費用対効果を把握・検証することにより、利用ニーズに応じた制度の検討を行います。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ その他
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し      ○ 実施主体の見直し      ○ 対象の見直し
	平成23年度の事業の見直し方針に基づき、平成25年度は見直し内容の完全実施を行い、無償応援券交付枠の拡大等のほか、「親子参加サービス」を「親子地域ふれあいサービス」と改め、新たな基準により、当該サービスを実施しました。今後は、子ども・子育て支援新制度本格施行への対応を行うとともに、これまでの事業の検証をもとに効率的かつ効果的な事業の展開を図っていきます。		

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		子ども家庭支援センター相談事業						款	4	項	2	目	1	事業	6	整理番号	242	
担当部課名		保健福祉部子育て支援課			係名	子ども家庭支援係		連絡先電話番号	4400			昨年度整理番号	242					
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり						予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	9	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		5	施策	21	計画事業	5	<input checked="" type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)		
	対象	18歳までの子どもとその保護者、関係者。児童福祉に関わる地域団体、関係行政機関。				内部管理			根拠法令等	(1) 児童福祉法 (2) 東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱								
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)									
	○子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩みや困りごと等に、電話や来所での相談を実施する。必要に応じて継続的に相談を行い、専門相談や子育てサロンの利用と関係機関連携により、虐待などの早期発見とケースの重篤化を予防する。								(1) ゆうライン、専門相談の相談件数 (2)									
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標										
○子どもと家庭に関する様々な相談を受け、必要に応じ、サービスの調整を行う。 ○専門家による専門相談や、乳幼児親子の子育て相談サロンを行う。								成果指標名(1)		(代)相談対応率								
								算定式・指標の説明等		対応相談件数÷相談件数								
								成果指標名(2)										
								算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)								
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画										
指標	活動指標(1)	1	件	1,601	1,700	1,515	1,700	1,647	1,700	96.9								
	活動指標(2)	2																
	成果指標(1)	3	%	100	100	100	100	100	100	100.0								
	成果指標(2)	4																
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	7,320	9,205	7,758	9,434	5,693	8,050	25年度予算執行率(%) 60.3								
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 子育て相談サロンについて、平成25年度は実施する部屋の移転工事のために、再開が7月となった。								
	(内)委託費	7	千円	104	104	74	104	64	104									
	職員数	常勤職員数	8	人	3.55	2.00	2.26	2.00	2.00			2.00						
		再任用職員数	9	人	4.30	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00						
		非常勤職員数	10	人		4.20	4.20	4.00	4.00			3.50						
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	31,595	17,400	19,662	17,260	17,260			17,260						
		(内)再任用職員分	12	千円	13,244	0	0	0	0			0						
		(内)非常勤職員分	13	千円		11,550	11,550	11,120	11,120			9,730						
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	52,159	38,155	38,970	37,814	34,073	35,040									
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	32,579	22,444	25,723	22,244	20,688	20,612									
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0			0						
		国からの補助金等	17	千円	61	107	107	107	0			0						
都からの補助金等		18	千円	2,688	2,688	2,728	9,208	3,280	3,322									
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0									
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	2,749	2,795	2,835	9,315	3,280	3,322									
差引:一般財源(14-20)		21	千円	49,410	35,360	36,135	28,499	30,793	31,718									
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 242

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		総合相談(ゆうライン、専門相談、ケース支援、講座の総数)	21,924	件	5,090
		子育て相談サロンの実施	60	回	603
		その他( )			0

(2)事業実績(協働、行革の取組があれば記入)  
 子ども家庭支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、子育て支援サービスの提供・調整等、子どもと家庭の総合相談を実施しました。また、定期的に会議を開催し、相談員間で情報共有を図るとともに、電話相談におけるマニュアルを作成活用することで、効果的な支援に取り組みました。また、子ども家庭支援センターやゆうラインの周知に努め、保健センターとの連携による子育て相談サロンの運営、子育て支援講座等を開催し、要支援家庭等への支援を図りました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	電話相談から来所相談につながる場合等は、より詳細な情報を得られることから、より一層要支援家庭に適切な支援が図られています。 子育て相談サロンについては、支援の必要な親子関係の調整を図れる場として、コミュニケーションスキルが向上し、子育ての不安等を同様に抱える親との交流や、専門家との相談の中で育児不安の軽減が図られた親子も多くいました。一方で、子育て相談サロン終了後もまだ不安が残る保護者については、専門相談等につなげるなど継続的な支援を行っています。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	ゆうライン等で相談することで相談者の現状の整理ができ、対処方法を考えることができて良かった、平日は夜7時まで、また土日も相談ができて良かった等の意見が寄せられています。 子育て相談サロンについては、実際に利用した保護者から子育てに自信が持てるようになった、他の保護者とも気楽に話ができるようになった等の感想が寄せられています。
	今後の予測	核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。関係機関との連携を図りながら、電話・面接相談、専門相談、子育て相談サロン、ひとり親家庭の相談等、様々な相談を実施し、要支援児童等のより早期の把握と対応が求められます。
評価と課題	子どもと家庭に関する総合相談窓口として関係機関と連携しながら、ゆうラインや専門相談、子育て相談サロン、子育て講座等の活用により、子ども自身の相談や、子育てに関する相談に取り組んできました。今後も、相談窓口の周知の強化と、計画的な専門研修等の参加やOJT、相談マニュアルの活用等による相談員のスキルアップを図るとともに、保健センター等関係機関との連携をより深め、様々な子育て支援サービスを活用し、要支援家庭等への支援にきめ細かく取り組んでいきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	各種相談事業について、チラシやポスター等の配布や広報・ホームページ、子育てサイトなど、様々な媒体や機会を通じて周知を行います。特に、児童に向けて困った時にいつでも相談できる窓口として「ゆうライン」事業が浸透するように小中学校と連携を図りながら周知に努めます。 相談員の質の向上を目指して、事例を取り入れた相談マニュアルをブラッシュアップさせるとともに、計画的な専門研修等の参加や、OJT等の活用によりスキルの標準化を図ることで、相談業務の充実に取り組みます。 保健センター等関係機関との連携のもと、子育て相談サロン事業の利用を通して要支援児童等の家庭への支援を実施することで、子育ての不安感・負担感の軽減に努めるとともに、グループ終了後も安心して子育てを行えるよう必要に応じて相談を継続していきます。					

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		子どもショートステイ		款	4	項	2	目	1	事業	7	整理番号	243				
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子ども家庭支援センター		連絡先電話番号	4400		昨年度整理番号	243						
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり		予算事業区分		既定事業											
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	5	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		5	施策	21	計画事業	6	<input type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象		0歳～12歳までの子どもがいる世帯		内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区子ども家庭支援センター事業実施要綱 (2) 杉並区子どもショートステイ実施要綱								
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇家庭だけでは対応できない緊急時に、宿泊で子どもを預かり、親の負担軽減と子どもの安全を図る。		活動指標名(式)		(1) ショートステイの総利用日数 (2)										
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇保護者の病気等で一時的に養育困難となった子ども(0～12歳)について、児童養護施設等で宿泊を伴う預かりを委託する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) ショートステイ対応率 算定式・指標の説明等 対応件数÷利用要件該当件数 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等										
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)							
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画									
指標	活動指標(1)		1	日	263	770	492	770	685	770	89.0						
	活動指標(2)		2														
	成果指標(1)		3	%	100	100	100	100	100	100	100.0						
	成果指標(2)		4														
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	7,125	10,620	8,928	10,620	10,606	11,027	25年度予算執行率(%)		99.9				
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 受益者負担については、委託事業所へ直接支払われ、区の収入ではありません。						
	(内)委託費		7	千円	7,120	10,603	8,911	10,603	10,589	11,004							
	職員数	常勤職員数		8	人	0.10	0.20	0.23	0.20	0.20				0.20			
		再任用職員数		9	人	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00				0.00			
		非常勤職員数		10	人		1.30	1.30	1.00	1.00				0.60			
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	890	1,740	2,001	1,726	1,726				1,726			
		(内)再任用職員分		12	千円	1,540	0	0	0	0				0			
		(内)非常勤職員分		13	千円		3,575	3,575	2,780	2,780				1,668			
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	9,555	15,935	14,504	15,126	15,112	14,421							
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	36,331	20,695	29,480	19,644	22,061	18,729							
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	0	0				0			
国からの補助金等		17	千円	5,760	5,310	5,310	5,310	0	0								
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	2,066	2,082								
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0								
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	5,760	5,310	5,310	5,310	2,066	2,082								
差引:一般財源(14-20)		21	千円	3,795	10,625	9,194	9,816	13,046	12,339								
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 243

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組	子どもショートステイ事業の実施	2	所		10,606
	その他( )				0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	保護者が病気、出産、育児疲れなどで、一時的に子ども(0~12歳)の養育が困難となった時に、区内の児童養育施設、乳児院にて宿泊を伴う子どもの預かり事業を行いました。 平成25年度の利用述べ人数は218人、述べ日数は685日で、前年度に比べ、人数は76人、日数は193日利用が増加しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	保護者の出産、入院等のための利用だけでなく、養育困難、親の疾病・精神疾患等による利用が増え、長期化や頻回利用のニーズが増えたことを受け、平成24年度からは、利用要件を見直すとともに利用日数についても、原則1回7日以内、年度内の合計を28日以内としています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	様々な要因から養育困難な状況であった保護者が、本事業を利用することにより助かったとの声がある一方、7日以上預かって欲しいなどの要望があります。
	今後の予測	核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての不安や孤立感、負担感を覚える保護者が少なくないことから、今後も、養育困難、親の疾病・精神疾患、育児疲れ等による利用は一定程度あるものと予測されます。
評価と課題	緊急避難的な支援であり、養育困難な家庭の利用が増加傾向にある中、保護者の育児に関する負担感や不安感の軽減ができるサービスとして一層の充実が求められるとともに、保護者の状況と支援の必要性等から、様々な子育て支援事業を活用して適切な支援につなげる必要があります。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
子育ての不安感、負担感を抱える保護者が少なくない中、養育困難を抱えた保護者の利用が増加傾向にあるため、事業を安定的に実施するためには、委託施設との情報共有等、綿密な連携が不可欠です。今後も定期的な事業打ち合わせ、健康調査票の作成、申込み時の聞き取り項目の確認等を通じ一層の連携を図ります。						

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		児童虐待対策			款	4	項	2	目	1	事業	8	整理番号	244		
担当部課名		保健福祉部子育て支援課			係名	子ども家庭支援係			連絡先電話番号	4400			昨年度整理番号	244		
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり			予算事業区分			既定事業								
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	13	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実行計画事業目標		5	施策	21	計画事業	6	<input checked="" type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	要保護児童、要支援児童、特定妊婦			内部管理		根拠法令等		(1) 児童福祉法 (2) 杉並区要保護児童対策地域協議会設置要綱							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)							
	<p>○児童虐待通告の受付・対応窓口として、区民や関係機関からの通告に対応する。</p> <p>○要保護児童の適切な保護又は要支援児童等への適切な支援を図るために杉並区要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等が必要な情報を共有し、連携して適切に対応する。</p>								<p>(1) 要保護・要支援(学齢期)の新規受理件数</p> <p>(2) 要保護・要支援(学齢期)ケースの延べ相談件数</p>							
総事業費・コスト把握	活動内容(事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
	<p>○区民や関係機関からの児童虐待通告を受け対応する。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議、実務者会議、援助方針会議、個別事例支援会議、研修等を行う。</p> <p>○グループカウンセリング、保護者のこころの相談を保健センターで実施する。</p> <p>○杉並区児童虐待対策推進会議を運営する。</p> <p>○要支援家庭育児支援ヘルパー事業、訪問育児サポーター事業を実施する。</p>								<p>成果指標名(1) 要保護・要支援(学齢期)ケースの支援件数に対する終了ケースの割合</p> <p>算定式・指標の説明等</p> <p>成果指標名(2)</p> <p>算定式・指標の説明等</p>							
	区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度		計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)				
				実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)		1	件	347	350	330	350	576	580	164.6					
	活動指標(2)		2	件	19,989	20,000	18,918	20,000	20,236	20,300	101.2					
	成果指標(1)		3	%	43	50	64	50.0	53.4	55.0	106.8					
	成果指標(2)		4													
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	10,747	16,290	12,944	15,984	13,017	16,048	25年度予算執行率(%)		81.4			
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0				<b>特記事項</b> 執行残の理由 要支援家庭育児支援ヘルパー、訪問育児サポーターの利用実績が見込みより少なかったため。					
	(内)委託費		7	千円	3,700	7,273	4,816	7,167	4,901	7,178						
	職員数	常勤職員数		8	人	6.34	5.70	6.32	6.05	7.63			6.25			
		再任用職員数		9	人	3.08	2.00	2.24	2.00	2.28			2.00			
		非常勤職員数		10	人		2.23	2.23	2.04	2.02			3.01			
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	56,426	49,590	54,984	52,212	65,847			53,938			
		(内)再任用職員分		12	千円	9,486	7,860	8,803	7,720	8,801			7,720			
		(内)非常勤職員分		13	千円		6,133	6,133	5,671	5,616			8,368			
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	76,659	79,873	82,864	81,587	93,281	86,074						
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	220,919	228,209	251,103	233,106	161,946	148,403						
	財源	受益者負担分		16	千円	0	0	0	15,000	31			30			
		国からの補助金等		17	千円	1,256	1,361	1,361	1,801	0			0			
		都からの補助金等		18	千円	15,978	15,228	18,980	21,326	25,837			24,147			
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	17,234	16,589	20,341	38,127	25,868	24,177							
差引:一般財源(14-20)		21	千円	59,425	63,284	62,523	43,460	67,413	61,897							
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.0	0.0	0.0	18.4	0.0	0.0							

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 244

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単位	事業費(千円)	
(1)主な取組	杉並区要保護児童対策地域協議会(会議・講演会・研修等)	142	回		2,066
	グループカウンセリング・保護者のこころの相談	186	回		4,882
	要支援家庭育児支援ヘルパー	34	世帯		1,714
	訪問育児サポーター	126	世帯		4,355
	その他( )				0
(2)事業実績(協働、行革の取組があれば記入)	専門相談や家事援助等を行う要支援家庭育児支援ヘルパー事業や、先輩ママが訪問し育児の工夫と一緒に考える等の訪問育児サポーター事業を実施することで、児童虐待の未然防止を図りました。また、子ども家庭支援センターと保健センターとで要保護児童等への支援方針等を確認する援助方針会議を定期的に開催し、特定妊婦を含めた支援が必要な家庭への支援に着手に取り組みました。更に、区内を3地域に分けた子どもに関わる機関の実務者会議を開催するとともに、児童虐待対応の機関向けマニュアルを改訂・活用することで、関係機関との支援体制を強化しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	児童虐待への住民の関心が高まり、虐待の通告・相談窓口としての子ども家庭支援センターの周知がすすみました。要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携もすすみ、子ども家庭支援センターと共にケースの進行管理機関に位置づけた保健センターとの関係性が更に深まり、ケースの変化に応じた適切な支援がより機能的・継続的にできるようになりました。			
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	電話・窓口相談の他、必要に応じての訪問支援や児童からの相談、また、土曜日を含む平日の19時までの開所時間等について、好評である旨の声があります。母子自立支援員によるひとり親家庭相談と併せて、子どもと家庭の総合相談として支援が必要な家庭への支援につながっています。			
	今後の予測	児童虐待相談件数の増加とともに、ケースの抱える課題が複雑・多様化する傾向がある中で、関係機関との連携を図り、未然防止を含めた虐待対策を強化することは、重症化予防、再発防止等にもつながります。今後も要保護児童対策地域協議会を通じて保健、福祉、教育の分野や、児童相談所、医療、警察、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を深め、状況に応じた適切で迅速な支援が実施できる体制を強化することが必要です。			
評価と課題	子ども家庭支援センターと保健センターによる援助方針会議を着実に進め、支援を必要とする家庭への適切な支援に努めました。また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を区内3地域で実施することで、連携の機会の少なかった機関への虐待対応等の周知が進み支援体制の強化を図りました。今後は、児童相談所の参加による三者での援助方針会議を実施するとともに、会議で積み上げた困難事例等の分析や評価等を行い、支援者のスキルの向上を図り、より一層迅速できめ細やかなケース対応に取り組んでいきます。				

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し			
今後も要保護児童対策地域協議会を通じて保健、福祉、教育の分野や、児童相談所、医療、警察、民生児童委員等との連携を深め、児童相談所も新たに参加する区内3地域における援助方針会議や、実務者会議の効果的な活用により、要保護児童等への支援を実施します。 また、平成24年度より開始した援助方針会議で積み上げた困難事例等についての分析・評価を行い、それらを保健センターや子ども家庭支援センター職員のスキルの向上と標準化に役立てる等、複雑・多様化するケースに対し、より一層迅速できめ細やかな支援に取り組んでいきます。						



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 245

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		産後ヘルパー利用	1,618	日	2,145
		産前ヘルパー利用	63	日	178
		その他( )			0

(2)事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)

区内のNPO3事業所との委託契約により、ヘルパーが利用者宅を訪問して、妊娠中の体調不良時等の家事援助、出産後間もない母親や乳幼児の身の回りの世話と育児相談を行うサービスを提供しました。  
平成25年度は産前の利用が29世帯で昨年度に比べ6世帯、30日分の利用が増加しました。また、産後は利用世帯が216世帯で、前年度に比べ34世帯、329日分の利用が増加しました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	産前・産後支援ヘルパー事業は、平成14年度から事業を開始し、平成22年度、委託事業所が運営困難から1所減少し、平成23年度から3事業所で実施しています。子育て応援券を利用する世帯が多く、平成23年度は、出生時の無償応援券の交付が1万円分に減額したことが影響したためか、利用実績が例年より減少しました。平成24年度からは、出生時の無償応援券の交付が4万円分となったことを背景に、利用者が増加しました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	現在、区内3事業所と委託して実施していますが、事業所の対応可能人数の関係上、利用者が毎日の利用を希望しても、週2~3回程度の利用となっています。そのため、利用者からはヘルパーの増員や委託契約事業所を増やして欲しいとの要望がありました。
	今後の予測	平成26年度も、出生時の子育て応援券の無償交付額が25年度と同様の額であるため、産前・産後支援ヘルパーの利用申請は、25年度と同程度が予想されます。
評価と課題	<p>本事業は、妊娠期からの引き続く支援の一つとして、育児負担の軽減が図られる重要な役割を担っています。利用者アンケートの意見を施策に反映し、平成25年度から利用基準を見直し、居室以外の掃除の要望等に対応できるようにする等、サービスの充実を図りました。</p> <p>今後は、申請者の増加に対応するため、ヘルパーの増員を図るとともに、契約事業所を増やすことが課題です。</p>	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	<p>利用者数は増加していますが、産前・産後支援ヘルパーが増えない状況にあることから、広報等で産前・産後支援ヘルパーの募集を行い、ヘルパーの確保を図るとともに、委託事業者を増やすため、区内のNPO団体等に協力を求めていきます。</p> <p>併せて、利用者へのアンケート調査や事業者との意見交換等を行うとともに、ヘルパーの質の向上を目指して研修内容の充実を図る等、産前・産後支援ヘルパー事業の充実に努めます。</p>					

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		ひとり親家庭等支援			款	4	項	2	目	1	事業	10	整理番号	246	
担当部課名		保健福祉部子育て支援課			係名	子ども家庭支援係			連絡先電話番号	4400		昨年度整理番号	246		
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり			予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	58	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
	対象	日常生活に支障のある義務教育終了前(休養ホームは20歳前)の児童を養育するひとり親家庭			内部管理		根拠法令等		(1) 杉並区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業実施要綱・要領 (2) 杉並区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱・要領						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)								活動指標名(式)						
	○ひとり親家庭の家事・育児等の負担の軽減を図る。 ○ひとり親家庭の親子に休養の機会と場を提供することにより、ゆとりある子育てを可能にする。								(1) ホームヘルプサービスの利用回数 (2) 休養ホーム利用者数						
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)								成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
○ひとり親家庭等にホームヘルプサービスを提供する。 ○ひとり親休養ホームの利用料金の一部を助成する。								成果指標名(1) ホームヘルプサービスを利用した世帯数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等							
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)		1	回	2,584	2,844	3,207	3,105	2,942	2,809	94.8				
	活動指標(2)		2	人	1,376	1,620	1,440	1,480	1,529	1,480	103.3				
	成果指標(1)		3	世帯	41	55	44	45	45	40	100.0				
	成果指標(2)		4												
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	19,372	23,012	22,953	22,325	21,800	20,982	25年度予算執行率(%)		97.6		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費		7	千円	14,526	17,581	17,580	16,643	16,162	15,615					
	職員数	常勤職員数		8	人	0.50	1.00	1.13	1.00	1.00	1.10				
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
		非常勤職員数		10	人		0.00	0.00	0	0	0				
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	4,450	8,700	9,831	8,630	8,630	9,493				
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0	0				
		(内)非常勤職員分		13	千円		0	0	0	0	0				
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	23,822	31,712	32,784	30,955	30,430	30,475					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	9,219	11,150	10,223	9,969	10,343	10,849					
	財源	受益者負担分		16	千円	759	220	478	220	1,113	220				
		国からの補助金等		17	千円	0	0	0		0	0				
		都からの補助金等		18	千円	0	0	0		0	0				
その他の補助金等		19	千円	0	0	0		0	0						
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	759	220	478	220	1,113	220						
差引:一般財源(14-20)		21	千円	23,063	31,492	32,306	30,735	29,317	30,255						
受益者負担比率(16÷14)		22	%	3.2	0.7	1.5	0.7	3.7	0.7						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 246

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ひとり親家庭等ヘルパー利用日数	2,942	日	16,159
		休養ホーム(宿泊・日帰り)利用者数	1,529	人	5,583
		その他( 自主グループ支援謝礼金ほか )			58
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭等の親が就労・疾病などにより育児・家事等の日常生活に支障をきたした場合には、区が委託契約をしているホームヘルプ事業所のヘルパーを利用することで安定した生活が送れるよう支援しました。 ひとり親家庭に休養の機会と場所を提供するため、休養ホームの利用料の一部を助成しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の利用基準については、平成9年4月に作成され、平成12年度に基準の見直し及び利用時間帯の拡大を行いました。平成17年3月、それまで2・4・8時間の3段階だった利用時間を2時間以上の1時間刻みの7段階に変更し、帰宅の遅いひとり親のため、利用時間を、夜8時から10時までに延長するなど事業の改善を行いました。また、平成25年度には、新たな受託事業者を募り利用可能な事業所の拡充を図りました。 ひとり親家庭休養ホーム事業については、平成18年度から以前行っていた日帰り施設を復活させ、ディズニールンドかディズニーシーのどちらかの補助利用券を交付しています。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ひとり親家庭等ホームヘルプサービスのヘルパー利用期間は原則3年間となっていますが、子どもが低年齢の場合は期間を延長して欲しいという要望や、利用2年目以降の利用回数・時間数の減少を緩和して欲しいといった要望もありました。また、利用承認を受けても夜間利用を希望する場合、提供する事業者がなかなかみつからないという声がありました。 休養ホーム(日帰り)施設は、就労で多忙な母親も親子で楽しめる貴重な機会であり、利用施設を増やして欲しいとの意見がありました。		
	今後の予測	ひとり親家庭が置かれている状況は多様化しており、ホームヘルプサービスの利用回数や時間数等、今まで以上に各家庭の状況に応じたきめ細かなサービスが求められることが考えられます。		
評価と課題	ホームヘルプサービスを利用することで、育児や家事等日常生活に支障をきたしているひとり親家庭等の生活が安定して送れるよう支援しました。しかし、低年齢の子どもがいる家庭等、より課題を抱える家庭に対する利用時間数や利用回数等については、きめ細かく対応できるよう受託事業者の拡充や連携強化が必要です。 休養ホーム(日帰り施設)については、対象が2施設と限られているため、より利用しやすくなるよう対象施設の拡大を行う必要があります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し			
	ホームヘルプサービスについては、低年齢の子どもがいる家庭や親の疾病を理由とした利用者も多く、多様なニーズにきめ細やかに応えられるよう、受託事業者の拡充を図るとともに、事業所連絡会の開催等による事業者との連携強化を図ります。 また、支援を必要としているひとり親家庭の利用につながるよう、広報・ホームページ等の活用や関係機関・窓口でのリーフレット等の配布を積極的に行うなど、より一層の周知に努めます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 247

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		児童扶養手当支給(1,900世帯)	2,528	人
(1)主な取組				
	その他( 事務費(役務費、システム賃借料、賃金など) )			2,129
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	平成22年度から支給対象となった父子家庭も含め、ひとり親家庭等の所得制限内の保護者等に対し、児童扶養手当を支給しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成8年には申請者の所得制限が、平成10年には申請者及び扶養義務者の所得制限が強化されると同時に未婚の認知条項が撤廃されました。 平成14年には認定・手当支給等の事務が都より移譲され、所得制限額・手当額の改正と母が受け取る養育費が所得算入されました。 平成15年には請求期限の事項撤廃と児童が受け取る養育費の所得算入の改正がありました。 平成20年には支給開始後5年の経過等により、一部支給停止の制度が導入されました。 平成22年度から父子家庭にも拡大されました。 平成24年8月から父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童も支給要件児童とされました。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	「所得制限額を緩和してほしい。」、「扶養義務者の所得を手当支給の要件から除外してほしい。」、「一部支給停止の制度導入により、将来の生活に不安がある。」、「不正支給の疑いを持たれる方(地域)の調査をしてほしい。」、などの要望などが寄せられています。		
	今後の予測	企業の労働力の調達形態も多様化され、労働条件が必ずしも安定的でなくかつ低賃金の就労者も多い。また、全国的に出生数は過去最低となっている。一方、区の18歳未満の児童数は増加している。これは、区の待機児ゼロの政策が要因の一つと思われ、父母が働いているあるいは働くことを考えている世帯の流入であることから、児童扶養手当の受給者は児童数の増と連動せず、横ばいに推移している。待機児ゼロが国の政策として具体的な道筋ができると、児童数及び受給者数は出生数に比例して減少することが予想されます。		
評価と課題	この手当の支給により、ひとり親家庭等の生活の安定や自立の支援に寄与しています。 引き続き、受給資格がありながら申請漏れにより受給できないことがないように制度周知に努めるとともに法改正(平成20年)により必要となったひとり親家庭等の自立について、ひとり親家庭支援担当との連携を深め、取組んでいくことが必要となっています。 なお、今まで公的年金を受けられる場合は支給制限とされていましたが、平成26年12月分から併給受給が可能となる制度改正が行われるため、適切に対応する必要があります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他		
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し
児童扶養手当法に基づく事業であり、地方分権により認定・支給事務は特別区の事務となりましたが、事業の内容等については法律等で規定されています。事業内容や実施方法の大きな変更は予定されていませんが、より効率的に支給事務ができるよう取り組んでいきます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 248

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費(千円)
		児童手当支給(児童数)	53,718	人
(1)主な取組				
	その他(事務費(役務費、印刷及び封入封緘委託、需用費、賃金))			8,306
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	児童手当の支給に必要な認定請求書や各種届出書等の提出を受け、適切に手当を支給しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成12年6月に対象年齢を3歳未満から小学校就学前に拡大 平成13年6月に所得制限の大幅緩和を実施 平成16年4月に対象年齢を小学校3年生までに拡大 平成18年4月に対象年齢を小学校までに拡大し、所得制限を緩和 平成19年4月からは、対象児のうち3歳未満児に対しては、一律10,000円に金額変更 平成22年度から子ども手当制度へ移行 平成24年度から児童手当制度へ移行		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	所得税の年少扶養控除の廃止により、住民税課税で増額となった方から年少扶養控除の復活(正党公約にあり)の早期実現や所得審査が不公平(共働きでも生計維持の高い者の所得で審査(世帯合算ではない。))であるなどの苦情が寄せられています。		
	今後の予測	平成24年6月以降の手当額については、所得制限限度額以上の方は、「当面の間」支給対象児童1人につき5,000円を支給するとしています。加えて税と社会保障の一体改革の動きを受けて、その時期や支給要件・内容についても、国において検討されると思われます。		
評価と課題	平成24年度から子ども手当が再び児童手当へと移行されたため、改正児童手当法に合わせた事務処理及びホストシステム改修・ホスト連携による小型電算システムの構築を行いました。また、新たに導入された所得制限限度額等に対しても、大きな混乱もなく適切に対応できました。ただし、事務量が以前の児童手当制度の倍になっているが適切な人員配置とまでにはなっていないため、的確な事務処理とともに現況届の処理など膨大な事務量に対応するより一層の事務の効率化が必要となります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	● 対象の見直し	
これまでの子ども手当の制度が所得制限を導入した児童手当の制度に移行されたため、平成24年度の事業規模は大幅に拡充しました。今後も、国における児童手当をめぐる動向等を注視し、事業内容の変更等に適切に対応します。						

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	子ども手当支給			款	4	項	2	目	1	事業	13	整理番号	249	
担当部課名	保健福祉部子育て支援課			係名	子ども医療・手当係			連絡先電話番号	1364		昨年度整理番号	249		
上位施策No・施策名	21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり							予算事業区分	既定事業					
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	22	年度	<input type="checkbox"/>	実行計画事業目標	施策	<input type="checkbox"/>	計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業(経営計画書掲載事業)	
	対象	中学校修了前(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育する者(所得制限なし)			内部管理		根拠法令等	(1)	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律					
					施設維持管理		(2)	国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(以下「つなぎ法」といいます。)						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	〇子ども手当を支給することにより、次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを応援する。			活動指標名(式)		(1)	子ども手当受給対象児童数						
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	〇児童を養育する者のうち書類不備等により支払が保留となっている者から、必要な書類の提出を受け、平成24年3月分までの子ども手当を支給する。(平成24年4月から改正児童手当法に基づく児童手当に移行)			成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
				成果指標名(1)	子ども手当支給対象児童支給率									
				算定式・指標の説明等	年度末現在の受給児童数÷対象児童数									
				成果指標名(2)	子ども手当受給者数									
				算定式・指標の説明等	年度末現在の受給者数									
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	人	53,928	53,928	48,894	20	8	5	40.0				
	活動指標(2)	2	千円	7,301,982	1,155,090	1,399,663	1,800	859	450	47.7				
	成果指標(1)	3	%	94	100	91	100	100	100	100.0				
	成果指標(2)	4	人	35,188	34,300	32,874	20	5	5	25.0				
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	7,313,709	1,425,871	1,399,705	1,800	859	450	25年度予算執行率(%)	47.7			
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 平成24年度から児童手当に移行された事業です。書類不備等により支払を保留している者に書類提出の催告を行っていますが、提出者数が予定を下回ったため、上記の執行率となっています。				
	(内)委託費	7	千円	10,206	55	4	0	0	0					
	職員数	常勤職員数	8	人	6.63	0.40	0.40	0.08	0.08			0.04		
		再任用職員数	9	人	2.78	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00		
		非常勤職員数	10	人		0.03	0.03	0.00	0.00			0.00		
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	59,007	3,480	3,480	690	690			345		
		(内)再任用職員分	12	千円	8,562	0	0	0	0			0		
		(内)非常勤職員分	13	千円		83	83	0	0			0		
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	7,381,278	1,429,434	1,403,268	2,490	1,549	795					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	136,873	26,506	28,700	124,500	193,625	159,000					
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0			0		
		国からの補助金等	17	千円	5,599,596	869,963	1,147,518	1,560	1,164			390		
		都からの補助金等	18	千円	910,240	142,563	178,967	12	12			30		
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	6,509,836	1,012,526	1,326,485	1,572	1,176	420					
差引:一般財源(14-20)		21	千円	871,442	416,908	76,783	918	373	375					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 249

25年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単 位	事業費(千円)
		子ども手当支給(受給児童数)	8	人	859
		その他( )	0		

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成22年4月から子ども手当制度に移行し、対象児童の年齢が中学校修了前までと拡大され、所得制限も撤廃されました。その後、つなぎ法により、平成23年9月分まで支給され、平成23年10月に特措法が施行され、平成24年3月まで運用されることとなりました。なお、遡及認定請求期限は平成24年9月末まで延長されました。 平成24年4月からは改正児童手当法に移行され、子ども手当の制度は廃止となりました。
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	児童手当から子ども手当へ、そして児童手当へ制度移行が繰り返されたため、以前の児童手当で所得制限により非受給だった方からは、わかりづらいなどの苦情が寄せられました。
	今後の予測	制度が廃止されたため、特にありません。
評価と課題		子ども手当を受給されていた方で申請のない方に対して、改正児童手当法により、子ども手当の遡及認定の申請期限が平成24年3月末から平成24年9月末まで延長されたため、申請期限延長についての周知徹底を行うため、再勧奨を行いました。この再勧奨により、約250人の方へ子ども手当の支給を行いました。なお、子ども手当は、平成24年度から児童手当制度に移行されたため、この事業は平成24年度をもって終了となっています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input checked="" type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し	
	子ども手当制度は、児童手当制度に移行されたため、当事業は24年9月末まで遡及認定請求で廃止となりました。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 250

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		児童育成手当の支給(受給対象児童数)	3,942	人	607,635
		その他( )			917

(2)事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)

ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、児童育成手当を支給しました。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	近年の変化は次のとおりです。 平成6年、7年、8年6月に手当額の引き上げ 平成6年、7年、9年、10年、13年、14年6月に所得制限を緩和 平成8年6月に未婚の認知条項を削除 平成10年6月に対象要件が変更され、事実婚・児童の施設入所の場合は受給不可 平成12年6月に国の特別障害者手当に準拠する所得制限額の改正 平成24年8月に支給要件児童拡大(父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童)
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	「所得制限の撤廃や制限額の増額をしてほしい。」、「手当額を増額してほしい。」、「手当を不正に受給している方(不特定)がいるので調査してほしい。」、などの要望が寄せられています。
	今後の予測	企業の労働力の調達形態も多様化され、労働条件が必ずしも安定的でなくかつ低賃金の就労者も多い。また、全国的に出生数は過去最低となっている。一方、区の18歳未満の児童数は増加している。これは、区の待機児ゼロの政策が要因の一つと思われ、父母が働いているあるいは働くことを考えている世帯の流入であることから、児童育成手当の受給者は児童数の増と連動せず、横ばいに推移している。待機児ゼロが国の政策として具体的な道筋ができると、児童数及び受給者数は出生数に比例して減少することが予想されます。
評価と課題	児童扶養手当同様に、この手当での支給により、ひとり親家庭等の生活の安定や自立の支援に寄与しています。児童扶養手当よりも所得制限が緩和されているため、受給資格がありながら申請漏れにより受給できないことがないよう、各種届け出やひとり親家庭に関する事業の相談時等に合わせて、制度の案内をするなど周知に努めます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	東京都の制度を基準とした事業であり、都の基準等にそって事業を実施しています。事業内容や実施方法に大きな変更は予定されていませんが、児童扶養手当と比べて受給対象者が多いため、わかりやすい制度の案内とより効率的な事務処理に引き続き取り組みます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 251

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		児童育成手当(障害手当)支給対象児童数	213	人	42,398
		その他(支給事務費)			20

(2)事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)

平成25年度の延支給人数は2,494人で、手当の支給総額は年々増えています。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	所得制限を導入した平成12年度以降、微減で推移していましたが、平成16・17・21・24年度は新規認定者数の増加により当初予算を上回る実績がありました。ここ数年では、支給総額は年々増えてきています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	経済は緩やかな回復をしていますが、まだまだ厳しい社会情勢の中、本事業に対する期待は大きくなっています。
	今後の予測	経済は緩やかな回復をしていますがまだまだ厳しい社会情勢の中、25年度は若干少なくなったものの受給者数は、増加傾向にあると思われます。
評価と課題		児童育成手当(障害者手当)を支給することにより、障害児の福祉の増進と保護者の負担の軽減に寄与しています。 受給資格がありながら申請もれにより受給できないことがないよう、福祉事務所と連携して制度周知に努めます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	障害児を養育する父母の経済的負担の軽減に寄与しており、今後も制度を維持していきます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 252

25年度の事業実施状況	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	56,866	人
(1)主な取組				
	その他(手数料及び審査支払委託料、助成事務費)			78,594
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	乳幼児及び義務教育就学児を養育する保護者に対し、当該児童の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成5年7月から都に先駆けて3歳未満の乳幼児を対象に、所得制限を設けずに事業を開始 平成10年10月から所得制限を設け、対象年齢を3歳以上就学前までの乳幼児に拡大 平成12年10月から5歳未満の所得制限を撤廃し、以後毎年1歳ずつ段階的に所得制限を撤廃 平成14年10月所得制限を全廃。また、同月より健康保険法の改正に伴い、3歳未満児の保険診療に係る自己負担割合が3割から2割に引き下げ 平成19年4月から対象を小学校未就学から義務教育就学児までに拡大しました。 ※ 平成26年7月から、第三者の行為に係る損害賠償の請求権の譲渡に係る条例改正予定		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	全国レベルでの医療証利用や入院時食事療養標準負担額等についての助成拡大等を望む声があります。一方、所得制限等を設けるべき等の声もあります。		
	今後の予測	区の15歳未満の児童数は増加している。これは、区の待機児ゼロの政策が要因の一つと思われます。児童数と助成額は基本的には比例するものと考えする必要があります。また、その年の流行性感冒等により助成額は大きく左右されることも想定する必要があります。なお、待機児ゼロが国の政策として具体的な道筋ができると、児童数は出生数に比例して減少することが予想されます。		
評価と課題	中学生以下の子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の医療費の負担をなくし、児童の健全な育成や良好な健康状態の保持に寄与しました。平成19年から現在の事業内容に拡充され、助成額も年々増加しています。なお、23区については、当区と同様な制度となっておりますが、他の市町村では、取り扱いが違うため、住民異動(出生、転入)時の手続きや広報、ホームページ等で制度周知に努めます。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	本制度は、都の制度をもとに実施している事業で、23区は、所得制限を設けず、自己負担の全額助成を実施していますが、23区以外の市町村では、様々な助成制度となっております。今後もこの事業について、転入等の際に、当区の制度の内容を的確に説明するとともに、年々増加する事務処理のより一層の効率化に努めます。所得制限については、単発的に他の区でも検討されることがあるが、ほぼ同様な制度となっている他の22区の動向、撤廃の経緯及び区全体の子育て関連事業を総合的に評価したうえで、いずれにしても説明できる内容でその導入(復活)を進める必要があります。					

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		ひとり親家庭等医療費助成		款	4	項	2	目	1	事業	18	整理番号	253	
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子ども医療・手当係		連絡先電話番号	1364		昨年度整理番号	253			
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり		予算事業区分		既定事業								
事業開始		平成	▼	5	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育する父または母あるいは養育者(所得制限があります)		内部管理		根拠(1) ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 等 (2) ひとり親家庭等の医療費助成に関する施行規則									
			施設維持管理											
事務事業の概要	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)				活動指標名(式)									
	○ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図る。				(1) 医療費助成対象人数 (2) 医療費助成額									
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)				成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標									
○ひとり親家庭等に対象者の医療費の自己負担分の全部又は一部を助成する。				成果指標名(1)		(代)年間受診件数			算定式・指標の説明等			受診件数の年度中の合計数		
				成果指標名(2)		(代)現況届回収率			算定式・指標の説明等			現況届の回収数÷現況届発送数		
区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	1	人	2,822	2,901	2,768	2,855	2,852	2,765	99.9				
	活動指標(2)	2	千円	95,654	97,366	93,672	95,539	91,510	95,092	95.8				
	成果指標(1)	3	件	40,105	37,748	39,862	40,285	38,726	39,877	96.1				
	成果指標(2)	4	%	99	100	97	100	96.9	100	96.9				
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	99,440	101,296	97,372	99,435	95,083	99,085	25年度予算執行率(%)	95.6			
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	7	千円	3,346	3,478	3,249	3,352	3,034	3,400					
	職員数	常勤職員数	8	人	2.25	2.30	2.60	2.30	2.85					1.70
		再任用職員数	9	人	0.40	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
		非常勤職員数	10	人		0.40	0.50	0.20	0.43					0.78
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	20,025	20,010	22,620	19,849	24,596					14,671
		(内)再任用職員分	12	千円	1,232	0	0	0	0					0
		(内)非常勤職員分	13	千円		1,100	1,375	556	1,195					2,168
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	120,697	122,406	121,367	119,840	120,874	115,924					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	42,770	42,194	43,846	41,975	42,382	41,925					
	財源	受益者負担分	16	千円	0	0	0	0	0					0
		国からの補助金等	17	千円	0	0	0	0	0					0
都からの補助金等		18	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(14-20)		21	千円	120,697	122,406	121,367	119,840	120,874	115,924					
受益者負担比率(16÷14)	22	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 253

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ひとり親家庭等医療費助成(1,951世帯)	2,852	人	91,510
		その他(手数料及び審査支払委託料、助成事務費)			3,573

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成11年から制度開始から緩和されていた毎年所得制限額を強化(本人及び扶養義務者) 平成13年1月から、課税世帯は一割の一部負担金を導入 平成15年1月から、父または母が受け取った養育費を所得に算入 平成16年1月から、対象児童が受け取っている養育費も所得に算入 平成25年1月から、父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童を支給要件児童に追加 ※ 平成26年7月から、第三者の行為に係る損害賠償の請求権の譲渡に係る条例改正予定
	事業に対する意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	所得制限を撤廃してほしいと望む声があります。
	今後の予測	企業の労働力の調達形態も多様化され、労働条件が必ずしも安定的でなくかつ低賃金の就労者も多い。また、全国的に出生数は過去最低となっている。一方、区の18歳未満の児童数は増加している。これは、区の待機児ゼロの政策が要因の一つと思われ、父母が働いているあるいは働くことを考えている世帯の流入であることから、児童扶養手当の受給者と同様に医療費の助成者は、横ばいで推移している。待機児ゼロが国の政策として具体的な道筋ができると、児童数及び受給者数は出生数の減少に比例することが予想されます。
評価と課題	経済的に支援が必要なひとり親家庭等へ医療費の自己負担分(全部または一部)を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定や良好な健康状態の保持に寄与しています。医療証の発行は対象者の申請に基づき発行するため、申請漏れがないように、制度の周知を広報やホームページで行うとともに、転入時、離婚や配偶者の死亡の際などに伴う手続きや各種相談の機会をとらえて、事業の制度を紹介するよう努めます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し	
	引き続き、本制度を紹介するためのわかりやすいパンフレットの作成・配布など申請漏れがないよう、制度の周知に努めます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 265

25年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
(1)主な取組	ファミリー・サポート・センター委託	1	所		13,406
	その他( )				0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	<p>区内在住の方で、おおむね10歳までのお子さんがある家庭の子育てを支援するために、地域の子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助を行う会員組織のファミリー・サポート・センターを、杉並区社会福祉協議会に委託して運営しました。</p> <p>平成25年度の利用会員は1,441人、協力会員は360人でした。また、活動回数は、8,382回、総活動時間は、15,439時間でした。</p>				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<p>仕事を持つ女性が増えているなか、急な残業等いざというときの対応のために利用会員登録をし協力会員とのコーディネートは受けるが、実際の利用はしないケースが増え、利用件数に反映されないという状況も生まれています。一方協力会員については、事業開始当初からの協力会員の高齢化が進んでおり、新たに確保していく取り組みが求められています。</p>			
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>協力会員と利用会員の比率は1対4で、地域的な偏在もあるため、利用希望に添えない場合があります。</p> <p>利用会員申込みをしてから、協力会員の紹介までに10日ほどかかり、その後、事前打合せ等を行うことから、初回の利用までには一定程度の日数が必要で、迅速に利用したいとの要望があります。</p>			
	今後の予測	<p>保育園及び延長保育の整備が進む一方で、核家族化や女性の社会進出、共働き世帯の増加などの状況がさらに進むことが予測され、引き続きファミリー・サポート・センター事業の安定的な運営が求められます。</p>			
評価と課題	<p>利用の中では、保育所・幼稚園・学童保育の迎え及び帰宅後の預かりや、保護者等の買い物等外出の場合の援助の利用が多く、地域の中で子育ての相互援助が図られています。一方、利用会員より援助の担い手である協力会員が少ないことから、協力会員の確保に向け、25年度は場所を変えての説明会を実施しましたが、今後もより多くの協力会員の確保を目指して、受託事業所と協力して取り組む必要があります。</p>				

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>今後も、協力会員確保のための取り組みとして、杉並区社会福祉協議会情報紙の発行やチラシの配布、広報すぎなみ、区ホームページの掲載、区施設を利用した説明会等を行います。</p>						

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名		民営母子生活支援施設に対する保護委託			款	4	項	2	目	1	事業	31	整理番号	267	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所			係名	高円寺事務所 相談係			連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	267		
上位施策No・施策名		21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり			予算事業区分			既定事業							
事務事業の概要	事業開始		昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標		施策	<input type="checkbox"/> 計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)			
	対象		配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情の女性で、生活上の問題を抱えているため18歳未満の児童を十分養育できない母親と児童			内部管理		根拠法令等		(1) 児童福祉法第23条、51条、53条、55条、56条 (2) 杉並区児童福祉法施行細則第9条、10条、11条					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇母親と児童の安定した生活の場を確保するとともに、退所後も自立した生活ができるよう継続的な支援を行う。			活動指標名(式)		(1) 入所世帯数(年度当初実数+年度途中入所実数) (2) 入所人数(年度当初実数+年度途中入所実数)							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇生活上あるいは経済的な問題をかかえ、児童の養育が十分にできない母親と児童を、母子生活支援施設に入所させ、安定した生活と自立の促進を支援する。また、退所後もアフターフォローを行うことで母子の健全な成長を見守っていく。 〇入所した母子生活支援施設には保護委託費用の支払を行う。			成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 退所(自立)世帯数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 退所(自立)人数 算定式・指標の説明等							
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)		1	世帯	41	39	35	20	39	30	195.0				
	活動指標(2)		2	人	102	100	88	60	93	90	155.0				
	成果指標(1)		3	世帯	16	20	8	10	17	10	170.0				
	成果指標(2)		4	人	38	45	22	25	39	30	156.0				
総事業費・コスト把握	事業費		5	千円	93,998	119,391	119,316	155,403	155,394	107,125	25年度予算執行率(%)		100.0		
	(内)投資的経費等		6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ☆事業費減の理由 26年度事業費減はスタート方南の廃止による。				
	(内)委託費		7	千円	0	0	0	0	0	0					
	職員数	常勤職員数		8	人	1.43	1.52	1.48	1.38	1.63					
		再任用職員数		9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
		非常勤職員数		10	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
	人件費	(内)常勤職員分		11	千円	12,727	13,224	12,876	11,909	14,067	12,341				
		(内)再任用職員分		12	千円	0	0	0	0	0	0				
		(内)非常勤職員分		13	千円		0	0	0	0	0				
	総事業費(5+11+12+13)		14	千円	106,725	132,615	132,192	167,312	169,461	119,466					
	単位あたりコスト((14-6)÷1)		15	円	2,603,049	3,400,385	3,776,914	8,365,600	4,345,154	3,982,200					
	財源	受益者負担分		16	千円	675	339	429	446	300	231				
		国からの補助金等		17	千円	38,949	35,091	34,515	48,908	76,583	45,976				
都からの補助金等		18	千円	19,474	17,545	17,257	24,454	38,465	22,988						
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	59,098	52,975	52,201	73,808	115,348	69,195						
差引:一般財源(14-20)		21	千円	47,627	79,640	79,991	93,504	54,113	50,271						
受益者負担比率(16÷14)		22	%	0.6	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2						

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 267

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		国基準保護費(扶助費)	345	世帯	126,632
		区加算保護費(扶助費)	326	世帯	26,193
		区単独加算保護費(扶助費)	326	世帯	2,569
		その他( )			0

(2)事業実績  
(協働、行革の取組があれば記入)

安定した養育環境の確保と自立した生活の実現を目標として、本人と施設の支援員と一緒に自立支援計画を立て、その計画の下に、本人と施設と福祉事務所が一体となってプログラムを実施しています。施設に対しては保護委託費を福祉事務所から支払っています。

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	経済的な困窮を理由とする入所から、DV被害者や養育困難者の入所へと変化しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	母子家庭は収入が少なく、十分な養育環境を整えることは困難な状況にあります。生活の立て直しやより安定した養育環境を整えていくための施策の充実を求める声が多数あります。
	今後の予測	平成26年度から区内の母子生活支援施設が1所になることから、入所にあたって、施設入所が真に子どもの健全な育成にとって望ましいか否かを見極めていく必要があります。他の施策を利用するなど選択肢を広げていくことも必要です。また、自立支援プログラムを充実させ、2年間で確実に自立できるよう支援していくことが重要となります。
評価と課題	経済的な困窮やDV被害等から安定した養育環境を確保できない母子に対する保護施設として、安心して生活できる環境を提供してきました。入所の事由が多岐に渡り複雑化する一方、区内の施設が1所のみとなる等の環境の変化もあります。2年間の入所期間で自立した生活を営めるように、効果的なプログラムを策定し、施設と連携して支援を強化していくとともに、施設の広域利用を含め、入所調整を適宜行っていく必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
自立へ課題解決のために、母子世帯に対する就労支援や金銭管理など他施策の利用を考えていく必要があります。						



## 平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 293

25年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		清掃委託費等			
		その他( )			0
	(2) 事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	子ども家庭支援センターが入っている建物の維持管理を、事業者に委託して行いました。 平成25年度末現在、1階は子ども家庭支援センター、私立保育園(のはら保育園)、2階は阿佐谷南児童館、3階は私立保育園(のはら保育園)、4階は障害者施策課児童発達相談係、障害者生活支援課分室です。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	0
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	0
	今後の予測	
	評価と課題	駅や本庁から近く、区民にとっては利用しやすい場所にあります。児童館、保育園、児童発達相談係の利用で、乳幼児、児童、保護者等の来館が多くあります。 老朽化への対応をしながら、利用者の安全確保に努めていくには、各階施設の情報交換と共有が不可欠です。各施設の開館時間が異なるため、毎日の施錠確認も慎重に行います。全館の避難訓練も定期的を実施します。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 335

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		妊婦健康診査	59,522	件	334,194
		妊婦子宮頸がん検診	2,782	人	16,110
		妊婦歯科健康診査	1,684	人	12,427
		産婦健康診査	1,692	人	6,899
	その他(保健指導票交付)				65
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	妊婦健康診査の受診件数は、昨年度より、3,344件(0.5%)増加し、産婦健康診査の受診者数は132人(0.8%)増加しました。 妊婦子宮頸がん検診は、区内指定医療機関で妊婦健康診査と同時に実施し、妊婦歯科健康診査については、杉並区歯科医師会に委託して実施しており、いずれも受診者数は昨年度と同程度でした。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	出産年齢の高齢化に伴い、平成8年度より出産予定日現在35歳以上の妊婦に対し、超音波検査受診票が追加交付されました。平成20年度から、都内区市町村からの妊婦健康診査の受診票交付が、2枚から14枚(多くの市町村は5枚)に改正され、平成21年度からは、都内全域で14枚の受診票が交付されるようになりました。 平成23年度からは、妊婦超音波検査の年齢制限を撤廃し、杉並区独自の制度として、区内契約医療機関において、妊婦子宮頸がん検診・産婦健康診査・妊婦歯科健康診査を各1回公費負担で実施しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	妊婦健康診査費用の助成額の増額や、超音波検査受診票の交付枚数増の要望があります。 歯科健康診査は、妊婦の間だけでなく、出産後も受診できるようにしてほしい、杉並区歯科医師会に加入していない歯科医院でも受診票が使えるようにしてほしい等の要望があります。 産婦健康診査は区内指定医療機関のみ利用できることから、里帰り先で受診した産婦健康診査費用の償還払いをしてほしい等の要望があります。
	今後の予測	妊婦健康診査は、14回の助成が浸透し、早期から定期的に受診するようになり、受診件数の伸びが見込まれます。また、里帰り等の妊婦健康診査費用の償還払いの申請者数は、近年増加傾向にあり、今後も一定程度の需要があるものと予測されます。
評価と課題	妊娠11週以内の妊娠届出数の割合が前年度に比べ増加していること、妊婦健康診査の1回目の受診者数の割合が同じく増加していること等から、妊娠早期からの妊婦健康診査の増加につながっており、より安全な妊娠・出産が図られています。今後も、産科医療機関と連携のもと、妊婦健康診査の重要性を伝え、出産育児準備教室への参加を促すとともに、出産後の子育て支援サービスの周知に取り組み、より一層、妊娠期からつながりのある子育て支援を図ることが必要です。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
今後も、母体の健康保持と安全な出産、その後のつながりのある子育て支援に向けて、産科医療機関と連携を深め、早期からの妊婦健康診査の受診や出産育児準備教室の受講について勧奨を行います。また、妊娠届出時アンケート等を通じて把握した要支援妊婦の早期支援に取り組みます。 妊婦健康診査費用の償還払いや子育て支援サービス等について、妊娠届出時の説明や、子育て便利帳・ホームページ等を活用した周知の充実を図ります。			



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 336

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		6・9か月児健康診査(医療機関)	7,901	人	52,210
		1歳6か月児健康診査(保健センター及び医療機関)	7,176	人	27,464
		3歳児健康診査	3,692	人	14,576
		4か月児健康診査	4,259	人	12,934
	その他(乳幼児歯科相談ほか)				29,004
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	乳幼児健康診査、乳幼児歯科健康診査はいずれも受診者数は増加しておりますが、対象者数も増加していることから、受診率はほぼ横ばいです。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	乳幼児健康診査は、保健センターにおいて4か月児・1歳6か月児・3歳児の3回、医療機関において6か月児・9か月児・1歳6か月児の3回実施しています。乳幼児の疾患や発達の遅れ等の早期発見に加え、保護者の育児不安の解消や児童虐待の未然防止について重要な役割を果たしています。また、平成17年度から発達障害者支援法が施行され、発達障害等の早期発見・療育への支援についても重要な課題となっています。 歯科については、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査と同日に歯科健康診査を実施し、4歳までの間、乳幼児歯科相談を随時実施しています。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	共働き家庭等のため、保健センターでの健康診査を、休日か平日の遅い時間に設定してほしい。また、都合の良い日時に受診できるように、保健センターではなく、医療機関で受診できるようにしてほしい等の要望があります。
	今後の予測	核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育てに不安や孤立感等を覚える保護者も少なくないことから、不安の解消に向けた、より丁寧な相談が必要になると予測されます。
評価と課題	乳幼児健康診査等の実施により、病気や身体発育・精神発達の遅れ等の早期把握及び相談につながっています。また子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員等との連携を図り、乳幼児健康診査未受診者の実情把握や受診勧奨を行う等、適切な支援に努めました。 今後も、健康診査の質の向上に取り組むとともに、乳幼児と保護者の健康面や育児不安の解消に向けた相談等を実施し、必要に応じて関係機関につなぐ等適切な支援を行い、子どもの健やかな成長に向けた健康診査等を充実させることが必要です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ その他			
		II 事業の方向性	● 手段・方法の見直し		○ 実施主体の見直し      ○ 対象の見直し	
	今後も引き続き、子どもの疾病や発達の問題、保護者の育児不安等を早期に発見し、必要に応じて療育や精密健康診査等に繋げ、その後の適切な支援を継続的に実施するとともに、健康診査未受診者に対しては、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員等関係機関との連携のもと、適切なフォロー等に取り組み、子どもの健全育成、保護者への育児支援を図ります。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 337

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		4か月までの乳児訪問数	4,247	人	24,622
		休日パパママ学級受講者数	1,942	人	3,306
		育児相談・離乳食講習会参加人数	6,684	人	1,750
		母親学級(3日制)・平日パパママ学級受講者数(延)	2,777	人	1,130
		その他(あそびのグループ)			

事業環境の変化	(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	<p>生後4か月未満の乳児のいる家庭に、保健センターから保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、産後うつ等の早期発見・早期対応や育児不安の軽減を図るための相談等を行いました。出産育児準備教室は、前年度の実績を踏まえ、休日パパママ学級は開催を1回増やして43回行い、平日パパママ学級2回と、母親学級1学級を減らしました。あそびのグループ事業は、幼稚園等への円滑な通所に向けた相談・支援を継続的に行う必要のある家庭に向けて、事業を拡充しました。</p>		
	事業開始当初から現在までの変化	<p>仕事をもつ保護者や父親の育児参加を促すよう、休日パパママ学級を平成18年度から民間委託して実施しています。平成18年度は33回の開催でしたが、現在は43回開催しています。 平成21年度から、赤ちゃんが生まれた全家庭へ保健師や助産師等専門職が訪問し、育児不安の解消や産後うつ等の早期発見を行い、必要な支援につなげています。 乳児期の育児に関する不安や負担感に適切に対応するため、育児相談や離乳食講習会等を実施しています。</p>		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>杉並区に里帰りし出産した母と子がいる家庭へも、希望により、保健師等の訪問を実施しており、育児不安の軽減につながりとても助かったとの声がありました。 休日パパママ学級では実技や妊婦体験等とおして、妊婦の生活や出産への理解が深まった等、夫婦での参加がとても好評です。休日の受講希望者が多く、定員を超えての申し込みには、全希望者が参加できるよう受講月の調整を行いました。 母親学級も仕事を休まなくても参加できる休日に開催してほしい。受講者同士の交流で育児不安が減少したとの声がありました。 あそびのグループで、子どもと遊ぶ楽しさを実感し、育児への自信になり良かったとの声がありました。</p>		
	今後の予測	<p>核家族化等により、相談相手のいない保護者が増加しています。育児情報の共有や育児ストレスの軽減等のため、仲間づくりや地域との繋がりができる支援が求められています。 また、発達の心配のある幼児とその保護者への支援や、共働き世帯等のニーズに応じた取組の充実等が求められます。</p>		
	評価と課題	<p>出産育児準備教室では、妊娠・出産等の正しい知識の習得と交流の場を提供するとともに、妊娠届出時アンケート等により把握した要支援妊婦へ適切な支援を実施しました。また、産後は、4か月未満の乳児のいる家庭へ保健師等専門職が訪問し、産後うつ等の早期発見・早期対応、育児不安の軽減等を図りました。あそびのグループでは必要に応じて療育機関等につなぐことや、幼稚園等への円滑な通所への支援等を行いました。今後は、平日の参加が難しい妊婦向けに休日母親学級を開催し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組んでいきます。</p>		

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他			
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
<p>平日母親学級の充実を図るとともに、勤労等により平日の参加が困難な妊婦に向け、休日母親学級を開催します。 すこやか赤ちゃん訪問事業では、引き続き、訪問指導員への継続的なスキルアップ研修に取り組み、最新の子育て情報を備え、支援の必要な家庭に対し必要なサービス・支援を実施します。 あそびのグループ事業では、発達の偏り等が心配な幼児とその保護者に対し、グループ活動の拡充を図るとともに適切に相談を行い、幼稚園等への円滑な通所に向けた相談・支援を実施します。</p>						

# 平成26年度 杉並区事務事業評価表(1)

事務事業名	母子保健医療費等助成			款	4	項	5	目	3	事業	4	整理番号	338
担当部課名	保健福祉部子育て支援課			係名	母子保健係			連絡先電話番号	1352		昨年度整理番号	333	
上位施策No・施策名	21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり							予算事業区分	既定事業				
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	51	年度	<input type="checkbox"/> 実行計画事業目標	施策	<input type="checkbox"/> 計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業(経営計画書掲載事業)				
	対象	①妊娠高血圧症候群等で入院治療が必要な妊婦 ②未熟児等で入院治療が必要な乳児 ③小児慢性疾患児で日常生活用具が必要な児童			内部管理		根拠法令等	(1) 母子保健法第20条 (2) 杉並区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○治療が必要な妊婦、乳幼児に対して確実に適切な医療を受けられるようにし、障害を予防し、母子の健全育成を図る。			施設維持管理		活動指標名(式)	(1) 養育医療給付月数 (2) 妊娠高血圧症候群等助成人数					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○妊娠高血圧症候群等医療費助成・未熟児養育医療の対象者で、それぞれの要件を満たす場合に、保険医療の自己負担額を助成する。 ○小児慢性疾患医療券が交付されている対象者が、規定の日常生活用具が必要な場合に、購入費用を助成する。(小児慢性疾患児日常生活用具給付)			成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
	成果指標名(1)	養育医療給付率											
	算定式・指標の説明等	養育医療給付数÷養育医療申請数											
	成果指標名(2)												
	算定式・指標の説明等												
区分		単位	23年度		24年度		25年度		26年度	計画(目標値)に対する25年度の達成率(%)			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	1	月	188	188	282	290	294	290	101.4			
	活動指標(2)	2	人	8	8	9	10	3	6	30.0			
	成果指標(1)	3	%	100	100	100	100	100	100	100.0			
	成果指標(2)	4											
総事業費・コスト把握	事業費	5	千円	24,212	31,101	29,722	29,907	29,197	30,127	25年度予算執行率(%)	97.6		
	(内)投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	7	千円	9	38	13	36	31	39				
	職員数	常勤職員数	8	人	1.57	1.38	1.81	2.45	2.36			2.35	
		再任用職員数	9	人	0.91	0.00	0.10	0.25	0.25			0.40	
		非常勤職員数	10	人		0.61	0.16	0.86	1.06			0.90	
	人件費	(内)常勤職員分	11	千円	13,973	12,006	15,747	21,144	20,367			20,281	
		(内)再任用職員分	12	千円	2,803	0	393	965	965			1,544	
		(内)非常勤職員分	13	千円		1,678	440	2,391	2,947			2,502	
	総事業費(5+11+12+13)	14	千円	40,988	44,785	46,302	54,407	53,476	54,454				
	単位あたりコスト((14-6)÷1)	15	円	218,021	238,218	164,191	187,610	181,891	187,772				
	財源	受益者負担分	16	千円	5,753	5,535	4,942	5,811	7,961			5,811	
		国からの補助金等	17	千円	8,260	8,531	7,970	8,531	7,069			8,531	
		都からの補助金等	18	千円	44	113	0	113	2,672			2,676	
その他の補助金等		19	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(16+17+18+19)		20	千円	14,057	14,179	12,912	14,455	17,702	17,018				
差引:一般財源(14-20)		21	千円	26,931	30,606	33,390	39,952	35,774	37,436				
受益者負担比率(16÷14)	22	%	14.0	12.4	10.7	10.7	14.9	10.7					

平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 338

25年度の事業実施状況	(1)主な取組	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		未熟児養育医療受給者数	117	人	28,475
		妊娠高血圧症候群等医療費助成人数	3	人	484
		小児慢性疾患児日常生活用具給付	5	件	238
		その他( )			0
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	未熟児養育医療受給者数は、昨年度比1.1倍の増加です。 妊娠高血圧症候群等医療費助成数は3件で、昨年度の1/3です。 小児慢性疾患児日常生活用具給付は、特殊寝台1件・たん吸引器3件・吸入器1件です。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	未熟児に対し、生後速やかに適切な措置を講じるために未熟児養育医療費の助成を行っています。 平成18年4月、「妊娠中毒症」は「妊娠高血圧症候群」に名称変更しました。これらの疾病で入院医療を必要とする長期入院者及び低所得世帯の妊産婦に対し、入院中の医療費を助成しています。 平成23年度より小児慢性疾患児日常生活用具給付対象に、ネブライザー及びパルスオキシメーターが追加されました。		
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	妊娠高血圧症候群等医療費助成の対象に、切迫早産や双胎などで長期安静のための入院も含めてほしいという要望があります。		
	今後の予測	厚労省「健やか親子21」(25年度版)の報告では、低出生体重児の割合は、平成12年の8.6%に比べ、平成24年は9.6%に増加していることから、今後も未熟児養育医療受給申請は一定程度あるものと予測されます。		
評価と課題	未熟児養育医療は、高度な医療が必要な未熟児に対し、養育医療機関での入院中のミルク代等も含めた医療給付を行うことで、未熟児を育てる家庭への支援を図っています。 今後も、申請漏れのないよう、妊娠届出時に妊娠・出産等に関する冊子配布等での周知や、母親学級等において、母体に悪影響を与える要因についての啓発等にも引き続き取り組む必要があります。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	今後も、子育て便利帳やホームページの内容を充実させ、各制度についての周知を行います。 また、低体重児が増加しないよう、母親学級等において、栄養指導や母体に悪影響を与える要因についての啓発等にも引き続き取り組みます。					



平成26年度 杉並区事務事業評価表(2)

整理番号 341

25年度の事業実施状況	内 容	規模	事業費(千円)	
			単位	事業費(千円)
(1)主な取組	杉並区産科医等確保支援事業補助金交付	1,169	件	4,476
	杉並区特定不妊治療費助成	663	件	31,252
	杉並区分娩施設整備助成	1	件	18,000
	その他(不妊相談及び講座に係る謝礼金 ほか )			642
(2)事業実績 (協働、行革の取組があれば記入)	地域の中で、安心して妊娠・出産できる環境づくりのために、不妊に悩む夫婦に対し、相談体制を強化するとともに経済的負担の大きい特定不妊治療費の一部助成を663件行いました。また、地域の産科医の減少を食い止めるために、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成する支援を1,169件を行うとともに、区内の医療機関等が出産のためのベッドを増床した場合などに費用の一部支援を1件実施しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成23年度から実施し、平成25年度の分娩手当での助成は1,169件を実施した。また、分娩施設の助成を1件実施しました。 少子晩婚化が進み、不妊に悩むカップルは10組に1組といわれています。平成23年度から、高額な特定不妊治療費の助成を行うとともに、妊娠や不妊についての講座や個別相談事業を行いました。平成25年度は不妊体験者によるグループピアカウンセリングを基礎講座のなかで実施し、不安の解消を図りました。
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	身近な施設で分娩できる環境づくりが期待されています。 高額の治療費がかかる不妊治療費について助成の希望があるとともに、不妊についての普及啓発や不安を解消する相談窓口等が求められています。
	今後の予測	分娩施設整備事業は、老朽化している施設の改修・改築の際にベッド数の増加が図られます。 広く区民に特定不妊治療について理解が深まれば、治療を希望する人が増えることが予測されます。
評価と課題	分娩手当については、平成24年度から11床の増床がありましたが、1医療機関が休止となり8床が減少した影響により、昨年度より17件少ない1,169件の実績となりました。 また、分娩施設整備事業については、8床の改築と1床の増床となったほか、特定不妊治療については、国の不妊治療費助成制度が平成28年に年齢制限等を含めた大幅な改正があることを受け、昨年度の463件から663件に大幅に増加しました。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の方向性	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input checked="" type="radio"/> 対象の見直し	
	出産施設を有する医療機関が平成26年度に1施設が廃院となり、区内の出産施設を有する分娩手当助成の対象となる施設が4施設となった関係から、平成25年度の分娩手当助成件数が一時的に減少しました。ただし、平成25年度に出産施設整備助成を行い1施設が増床したことにより、今後は分娩手当助成件数の増が見込まれます。 国の特定不妊治療費助成の制度が、平成28年に大幅な改正があることを受け、移行期である平成26、27年は申請者の増が見込まれます。					